

建築物エネルギー消費性能適合判定業務 非住宅に係る料金表

①評価方法：モデル建物法

単位：円（税込）

延べ面積（㎡） 建築基準法の規定による延べ面積	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
500㎡未満	110,000	88,000	77,000
500㎡～1,000㎡未満	121,000	99,000	88,000
1,000㎡～2,000㎡未満	132,000	110,000	99,000
2,000㎡～4,000㎡未満	198,000	132,000	110,000
4,000㎡～6,000㎡未満	275,000	198,000	132,000
6,000㎡～10,000㎡未満	352,000	275,000	198,000
10,000㎡以上	別途見積り	別途見積り	別途見積り

②評価方法：標準入力法

単位：円（税込）

延べ面積（㎡） 建築基準法の規定による延べ面積	用途分類（別表による）		
	A種	B種	C種
500㎡未満	220,000	132,000	121,000
500㎡～1,000㎡未満	231,000	154,000	132,000
1,000㎡～2,000㎡未満	253,000	165,000	154,000
2,000㎡～4,000㎡未満	363,000	253,000	198,000
4,000㎡～6,000㎡未満	517,000	363,000	275,000
6,000㎡～10,000㎡未満	616,000	517,000	363,000
10,000㎡以上	別途見積り	別途見積り	別途見積り

《注意事項》

- 1) 用途分類のA種、B種、C種の適用については、別表によります。
- 2) 適合性判定対象建築物が複数棟ある場合には、棟ごとの料金の合計額とします。
- 3) 一の棟に用途分類の異なる用途が混在する場合は、用途分類ごとの当該延べ面積で料金を試算し、その料金の最も高い用途分類を適用して建築物全体の延べ面積により料金を算定します。なお、試算した料金が同額の場合にはA種を優先とし、B種とC種の場合はB種を適用します。
- 4) 建築物全体が省エネ計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で評

価を行う際にその対象となる室が存在しない場合は、上表によらず一律 33,000 円（消費税込）とします。

5) 計画変更の料金は、変更後の面積・用途分類に応じて、料金表（非住宅）から算定される料金（当初適用される料金）の 100 分の 60（百円以下切り捨て）とする。ただし、次の場合は上表の料金（当初適用される料金）とします。

- ・ 建築基準法上の用途を変更する場合
- ・ モデル建物法を用いる場合のモデル建物を変更する場合
- ・ 評価方法の変更（モデル建物法・標準入力法）等、計算方法を変更する場合
- ・ 直前の判定を他の機関等から受けている場合

6) 計画変更の必要のない軽微な変更のうち、ルート C の軽微変更該当証明書の交付を受ける場合は、料金表（非住宅）から算定される料金（当初適用される料金）の 100 分の 50（百円以下切り捨て）とします。ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は上表の料金（当初）とします。

7) 増改築工事の場合は、既存部分を含めた延べ面積により料金を算定する。ただし、既存部分の B E I にデフォルト値を採用する計算方法の場合には、増改築部分（非住宅部分）の用途・床面積により料金を算定します。

8) 上表に定める評価方法以外の方法による場合及び業務規程第 19 条第 1 項に定める判定料金を減額するための要件に該当する場合は、別途見積もりとします。

9) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき 5,500 円（消費税込）とします。ただし、やむを得ない事由により、記載事項（計算の過程及び計算結果に影響のない範囲に限る。）を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき 11,000 円（消費税込）とします。

別表 用途分類

建築確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	用途区分コード	適合性判定の対象となる用途（建築確認申請書第四面）
A 種	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（前2項及び保育所その他これに類するものを除く。） （入所する者の寝室があるものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場 又はバッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	
B 種	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校

08120	専修学校
08130	各種学校
08132	幼保連携型認定こども園
08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
08180	保育所その他これに類するもの
08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
08410	自動車教習所
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計

		が 50 m ² 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 k w以下のものに限る。） 又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 m ² 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 k w以下のものに限る。）
C 種	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第五号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
要相談	08990	その他

《料金表（非住宅） ， 料金表（住宅） の注意事項》

- 1) 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については料金表（非住宅）、住宅部分については料金表（住宅）により算定される料金の合計とします。
- 2) 複合建築物に係る計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあつては、変更があつた部分に係る変更の料金を適用します。